



茨城県報

第 1 1 5 1 号

平成12年 4 月13日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

●使用料の徴収事務の委託（女性青少年課）	2
●包括外部監査契約の締結（総務課）	2
●職務を代理する吏員（人事課）	2
●使用料の徴収事務の委託（生活文化課）	2
●使用料の徴収事務の委託（事業推進課）	3
●使用料の徴収事務の委託（厚生総務課）	3
●手数料の徴収事務の委託（厚生指導課）	3
●救急告示診療所の申出の撤回（医療整備課）	4
●救急医療協力病院の指定取消し（医療整備課）	4
●使用料の徴収事務の委託（保健予防課）	4
●指定老人訪問看護事業者及び指定訪問看護事業者の指定（高齢福祉課）	4
●使用料の徴収事務の委託（障害福祉課）	5
●使用料の徴収事務の委託（林政課）	5
●事業計画の変更の認可（6件）（下水道課）	5

(選 挙 管 理 委 員 会)

●選挙管理委員会第4回定例会の招集	9
-------------------------	---

(大規模小売店舗審議会)

●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示（2件）	9
------------------------------------	---

公 告

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（2件）（生活文化課）	10
●県営土地改良事業計画の変更（2件）（農村計画課）	11
●開発行為の工事完了（8件）（建築指導課）	12
●落札者等の公示（議会事務局）	13

(人 事 委 員 会)

●平成12年度茨城県警察官（巡査）採用試験事務の委任	14
----------------------------------	----

告 示

茨城県告示第490号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158号第 1 項の規定に基づき、次のとおり使用料徴収を委託した。

平成12年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受託者

財団法人茨城県青少年協会

2 委託にかかる使用料

茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例第 2 条に規定する茨城県立青少年会館の研修室及び宿泊室の使用料

3 委託期間

平成12年 4 月 1 日から平成13年 3 月31日

~~~~~

### 茨城県告示第491号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第 1 項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成12年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成12年 4 月 1 日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で算定した執務費用及び実費の合算額による。

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏 名 衣 笠 秀 夫

住 所 水戸市北見町 8 番12号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に精算払とする。ただし、概算払の請求があった場合において、その必要があると認めるときは、必要があると認める金額について概算払をする。

~~~~~

茨城県告示第492号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第170条第 5 項の規定により、出納長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理する吏員を平成12年 4 月 1 日付けで次のように定めた。

平成12年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県事務吏員 田 口 清 文

~~~~~

### 茨城県告示第493号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成12年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受託者

鹿島郡神栖町大野原四丁目 7 番 1 号

鹿島都市開発株式会社

2 委託に係る使用料

茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例（平成 5 年茨城県条例第 6 号）第 9 条に規定する使用料の徴収事務

3 委託期間

平成12年 4 月 1 日から平成13年 3 月31日まで

~~~~~

茨城県告示第494号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、次のとおり茨城県立県民文化センターに係る使用料の徴収事務を委託した。

平成12年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受託者

財団法人いばらき文化振興財団

2 委託に係る使用料

茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例（昭和40年茨城県条例第49号）第 6 条に基づく使用料

3 委託期間

平成12年 4 月 1 日から平成13年 3 月31日まで

~~~~~

茨城県告示第495号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 2 項の規定に基づき、次のとおり茨城県総合福祉会館に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成12年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受託者

社会福祉法人 茨城県社会福祉事業団

2 委託に係る使用料

茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成 3 年茨城県条例第30号）に基づく使用料

3 委託期間

平成12年 4 月 1 日から平成13年 3 月31日

~~~~~

茨城県告示第496号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、次のとおり茨城県立つくば看護専門学校に係る証明手数料その他の収入金の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成12年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受託者

財団法人筑波メディカルセンター

2 委託に係る証明手数料等

茨城県証明手数料徴収条例（昭和35年茨城県条例第36号）に規定する証明手数料その他の収入金

3 委託期間

平成12年 4 月 1 日から平成13年 3 月31日まで

茨城県告示第497号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院である次の病院については、その開設者より同省令第 2 条第 2 項の規定による申出の撤回があったので、同項の規定により告示する。

平成12年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
医療法人若葉会 志村胃腸科外科病院	日立市若葉町 1 - 4 - 5

茨城県告示第498号

次の救急医療協力医療機関については、その開設者より茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による申出の撤回があったので、同規則第 4 条第 2 項の規定により告示する。

平成12年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
鈴木 医 院	日立市弁天町 1 - 16 - 10

茨城県告示第499号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、次のとおり茨城県健康科学センターに係る使用料の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により公表する。

平成12年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受託者

財団法人茨城県総合健診協会

2 受託に係る使用料

茨城県健康科学センターの設置及び管理に関する条例（平成 3 年茨城県条例第 9 号）に基づく使用料

3 委託の期間

平成12年 4 月 1 日から平成13年 3 月31日まで

茨城県告示第500号

老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の 5 の 2 第 1 項及び健康保険法（大正11年法律第70号）第44条ノ 4 第 1

項の規定により、次のとおり指定老人訪問看護事業者及び指定訪問看護事業者を指定したので、老人保健法第46条の17の9第1号及び健康保険法第44条ノ12第1号の規定により告示する。

平成12年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

指 定 年 月 日	指 定 老 人 訪 問 看 護 事 業 者 及 び 指 定 訪 問 看 護 事 業 者 の 名 称 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	老 人 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン の 名 称 及 び 所 在 地
平成12年 3 月30日	茨城県厚生農業協同組合連合会 水戸市梅香 1 - 1 - 4	水戸協同訪問看護ステーション 水戸市宮町 3 - 2 - 7

茨城県告示第501号

次のとおり茨城県立コロニーあすなろに係る使用料の徴収事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

平成12年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受託者

社会福祉法人 茨城県社会福祉事業団

2 委託する公金徴収事務

茨城県立心身障害者施設診療料等徴収条例（昭和35年茨城県条例第47号）に規定する使用料

3 委託期間

平成12年 4 月 1 日から平成13年 3 月31日まで

茨城県告示第502号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき公表する。

平成12年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 委託先

水戸市上国井町3118番地21

財団法人茨城県農林振興公社

2 徴収の事務を委託する使用料

茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例（昭和54年茨城県条例第27号）に基づく使用料及び入園料

3 委託期間

平成12年 4 月 1 日から平成13年 3 月31日まで

茨城県告示第503号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成12年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 行方郡潮来町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
潮来都市計画下水道事業 潮来町公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和48年 3 月 5 日から
平成18年 3 月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分
平成 8 年茨城県告示第612号のとおり
- (2) 使用の部分
平成 8 年茨城県告示第612号のとおり

茨城県告示第504号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成12年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 行方郡牛堀町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
牛堀都市計画下水道事業 牛堀町公共下水道
- 3 事業施行期間 平成元年12月21日から
平成18年 3 月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分
なし
- (2) 使用の部分

平成元年茨城県告示第1408号及び平成 7 年茨城県告示第59号の事業地に行方郡牛堀町大字永山字梶内、字柚子久保、字ヘタ平、字塙、字境の宮、字内津、字内洲、字西山、字川子山、字西久保、字西久保台、字西久保台後、字坊田台、字塙下、字平、字三門、字辻見堂、字外の内、字長作、字浜弓場、字猿内、字三本松、字塚原、字塚下、字駒込、字浜田、字葭場、字二ツ家、字堀川、字勘弥下、字大山、字沼田、字新林、字中のくき及び滝の下並びに大字牛堀字大山崎、字落合及び字新林並びに大字上戸字十二崎、字ヤス口内、字浜田、字八人谷、字藤ヶ崎及び字新立並びに大字島須字後根切を加え、大字牛堀字山下、字ミヘ下、字根切、字西ノ入、字鳥打山及び字権現台並びに大字上戸字戸川並びに大字島須字馬ノ峰地内において事業地を変更する。

茨城県告示第505号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成12年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 行方郡麻生町

2 都市計画事業の種類及び名称

麻生都市計画下水道事業 麻生町公共下水道

3 事業施行期間 平成 2 年12月21日から

平成18年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

平成 2 年茨城県告示第1515号及び平成 8 年茨城県告示第16号の事業地に行方郡麻生町大字麻生字永作, 字赤山, 字一町田, 字竜泉堂, 字並木, 字白幡, 字毘沙門, 字東光寺, 字免久保, 字宮下, 字馬場下, 字宮後, 字五竜, 字三農, 字太田久保, 字椿, 字遠北, 字雨堤, 字八竜神, 字道城平, 字神田, 字御堂, 字亀甲, 字丸塚, 字石橋, 字栗又, 字加賀地, 字藪ノ内及び字ヤブノ内並びに大字富田字狸坂, 字霞, 字笹後, 字八幡, 字和田, 字ムジナ坂, 字猫坂, 字宮平, 字山王, 字大窪, 字中台, 字寺前, 字谷地川, 字大塚及び字大見堂並びに大字粗毛字丸塚及び字谷中を加え, 大字麻生字大宮, 字大六天, 字重丈寺, 字十丈寺, 字後田, 字後久保, 字宗見台, 字宗之台, 字宗台, 字菊池, 字沼田, 字榎戸, 字田幸, 字赤法花, 字後堀, 字寺前, 字道合, 字鳥井町, 字下田, 字下宿, 字桶上, 字池田, 字田町, 字勘着, 字坂下, 字馬場及び字天王崎並びに大字富田字下宿, 字東及び字宮脇並びに大字粗毛字八反田地内において事業地を変更する。

茨城県告示第506号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第 1 項の規定により, 事業計画の変更を認可したので, 同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき, 次のとおり告示する。

平成12年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 真壁郡関城町

2 都市計画事業の種類及び名称

下館・結城都市計画下水道事業関城町公共下水道

3 事業施行期間 平成 5 年 7 月12日から

平成16年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

関城町大字藤ヶ谷字戸崎の一部の区域。

(2) 使用の部分

平成 5 年 7 月12日茨城県告示第875号及び平成10年 9 月14日茨城県告示第1034号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域。

関城町大字井上字仁柿及び字申田の全部, 並びに大字黒子字寺西, 字小屋内, 字大門通, 字寺山及び字清水の全部, 並びに大字辻字片西, 字寺西, 字大門及び字駒塚の全部の区域。

関城町大字井上字仲道, 字清水, 字前畑及び字申内の各一部, 並びに大字黒子字無, 字滝ノ下, 字寺内, 字東裏及び字駒塚の各一部, 並びに大字辻字無, 字滝ノ下, 字坂ノ下, 字夕貝, 字新地, 字新地前, 字六道, 字駒塚北及び字辻西の各一部, 並びに大字木戸字本田及び字株木の各一部の区域。

茨城県告示第507号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成12年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 下妻市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
下妻都市計画下水道事業下妻市公共下水道
- 3 事業施行期間 平成 5 年 7 月12日から
平成18年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成10年茨城県告示第1219号のとおり。

(2) 使用の部分

平成 5 年茨城県告示第874号及び平成10年茨城県告示第1219号の事業地に次に掲げる区域を加える。

下妻市大字本城町 1 丁目及び 2 丁目の各一部の区域。

~~~~~

## 茨城県告示第508号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成12年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 結城郡石下町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
石下都市計画下水道事業石下町公共下水道
- 3 事業施行期間 平成 7 年 2 月 6 日から  
平成18年 3 月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

平成10年11月 2 日茨城県告示第1220号のとおり。

## (2) 使用の部分

平成 7 年 2 月13日茨城県告示第204号及び平成10年11月 2 日茨城県告示第1220号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域。

石下町大字新石下字横町東，字側鷹，字仲町東，字浦宿，字大海道附，字高柳，字浦宿東，字高島，字館出，字西河原，字愛宕前，字北浦，字陣屋敷，字橋本南，字橋本，字前田及び字横町，並びに大字大房字上宿，字上宿東，字中館，字中東及び字石堂の全部の区域。

石下町大字新石下字横堤浦，字横堤前，字寺浦，字大正内及び字芝原，並びに大字大房字三ツ家，字下宿，字用水西，字前畑及び字八幡前の各一部の区域。

~~~~~

(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会第25号

平成12年茨城県選挙管理委員会第 4 回定例会を次のとおり招集する。

平成12年 4 月13日

茨城県選挙管理委員会委員長 二 井 矢 敏 朗

1 日 時

平成12年 4 月17日 (月)

午前10時10分

2 場 所

茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県庁選挙管理委員室

3 議 題

- (1) 本委員会職員の任免発令について
- (2) 施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定について
- (3) 江戸崎町長選挙無効請求事件について
- (4) 第 6 回定例会の日程について
- (5) 大宮町長選挙の結果について
- (6) 政治団体の設立届出等の状況について
- (7) その他

~~~~~  
(大規模小売店舗審議会)

## 茨城県大規模小売店舗審議会告示第19号

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則第 9 条の規定により次のとおり告示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「( 1 ) 氏名又は名称及び住所 ( 2 ) 事業者にあつては、その事業の種類 ( 3 ) 略歴 (法人及び団体にあつては事業の沿革) ( 4 ) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から 2 週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局 (茨城県商工労働部商業流通課内) に到着するように提出してください。

平成12年 4 月13日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇 野 秀

- 1 届 出 者 の 氏 名 又 は 名 称 株式会社ケーズデンキ
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーズデンキ下妻パワフル館  
下妻市横根字昼喰島574番 1 外
- 3 現 在 の 閉 店 時 刻 午後 8 時
- 4 繰 下 げ 後 の 閉 店 時 刻 午後 9 時
- 5 閉 店 時 刻 の 繰 下 げ を 行 う 年 月 日 平成12年 5 月31日

~~~~~  
茨城県大規模小売店舗審議会告示第20号

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則第 9 条の規定により次のとおり告示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にあつ

ては、その事業の種類 (3) 略歴 (法人及び団体にとっては事業の沿革) (4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から 2 週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局 (茨城県商工労働部商業流通課内) に到着するように提出してください。

平成12年 4 月13日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇 野 秀

- 1 届 出 者 の 氏 名 又 は 名 称 株式会社ケースデンキ
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーズデンキつくば本店
つくば市宿西土地区画整理事業 街区17 - 3 外
- 3 現 在 の 閉 店 時 刻 午後 8 時
- 4 繰 下 げ 後 の 閉 店 時 刻 午後 9 時
- 5 閉店時刻の繰下げを行う年月日 平成12年 5 月31日

公 告

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成12年 5 月30日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室 (水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号茨城県三の丸庁舎 2 F) において公衆の縦覧に供する。

平成12年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日
平成12年 3 月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 茨城教育ネットワーク
- 3 代表者の氏名
成 田 浩 一
- 4 主たる事務所の所在地
茨城県新治郡八郷町山崎3110
- 5 定款に記載された目的

この法人は、青少年やそれらの子をもつ保護者に対して、地域に根ざした教育支援に関する事業を行い、将来を担う子供達の健全育成を図り、広く社会に寄与することを目的とする。

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成12年 6 月 5

日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において
公衆の縦覧に供する。

平成12年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成12年 4 月 3 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 茨城介助犬協会

3 代表者の氏名

高 橋 考 史

4 主たる事務所の所在地

茨城県行方郡北浦町両宿833番地 2

5 定款に記載された目的

この法人は、日常生活や社会生活において不自由を抱いている障害者や高齢者に対して、介助犬の育成と活用による自立の支援に関する事業を行うとともに、広く社会一般に対して介助犬の普及と理解の促進をはかることにより、バリアフリー社会の実現に寄与することを目的とする。

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営大和西地区土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成12年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営大和西地区土地改良事業（農業用排水施設整備 / 土地改良総合整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成12年 4 月14日から

平成12年 5 月16日まで

3 縦覧の場所

大和村役場

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営大和西地区土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成12年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営大和西地区土地改良事業（農業用道路整備 / 土地改良総合整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成12年 4 月14日から

平成12年 5 月16日まで

3 縦覧の場所

大和村役場

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成12年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1. 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

竜ヶ崎市字六斗蒔7843番 1, 同番 2, 7832番 2 の一部

(第 2 工区)

2. 事業主の住所及び氏名

竜ヶ崎市7839

菊 地 勇

1. 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

岩井市馬立南の台1255番の一部, 1255番 1 の一部

2. 事業主の住所及び氏名

埼玉県越谷市南越谷一丁目21番地 2

ポラテック 株式会社

代表取締役 中 内 俊 三

1. 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

常陸太田市幡町字後台964番の一部, 966番の一部, 以上第 4 工区

2. 事業主の住所及び氏名

常陸太田市金井町3690番地

常陸太田市長 渡 辺 龍 一

1. 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる区域の名称

鹿嶋市大字宮中字神野向49番 1, 50番, 51番 1

2. 事業主の住所及び氏名

鹿嶋市宮中 5 丁目13番11号

有限会社 日立住販

代表取締役 辻 忠 雄

1. 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡内原町大字内原字下坪781番 6

2. 事業主の住所及び氏名

東茨城郡内原町大字内原18番地

藤 田 い ち

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成12年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1. 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北茨城市関本町関本中字七羽3471番，3472番，3473番，3475番2，3476番，3479番，3480番

2. 事業主の住所及び氏名

高萩市本町1丁目100番地の2

茨城ひたち農業協同組合

代表理事 細 金 秀 隆

1. 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡大宮町字田子内3089番1の一部，同番2の一部，同番3の一部，3091番2の一部，同番3の一部，同番4の一部，字富士山3247番1の一部，同番2の一部，同番9の一部，同番10の一部，3250番2の一部，以上第1工区

2. 事業主の住所及び氏名

那珂郡大宮町388番地の2

大宮町長 矢 数 浩

1. 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる区域の名称

鹿島郡鉾田町新鉾田2丁目14番3，大字鉾田町字七峯775番7，776番2，同番26，同番27，同番39，同番45から48，同番50，同番51，同番53，字堀米772番1，同番6，同番7，同番9，774番2

2. 事業主の住所及び氏名

鹿島郡鉾田町大字徳宿1596番地の1

安達建設株式会社

代表取締役 安 達 政 市

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成12年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

[掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 入札公告日又は公示日 随意契約による場合には，その理由 落札方式

「いばらき県議会だより」印刷業務 (年 4 回総部数 4,100,000部) 茨城県議会事務局 水戸市笠原町978番 6
12. 3. 27 (株) 茨城新聞社 水戸市北見町 2 - 15 51,014,250円 一般競争入札 12. 2. 14 最
低価格

「いばらき県議会だより」新聞折込業務 (年 4 回総部数 3,989,600部) 茨城県議会事務局 水戸市笠原町
978番 6 12. 3. 27 (株) 茨城オリコミ 水戸市元吉田町1448 - 6 32,727,186円 一般競争入札
12. 2. 14 最低価格

~~~~~  
(人 事 委 員 会)

●平成12年度茨城県警察官 (巡査) 採用試験事務の委任

職員の任用に関する規則 (昭和41年茨城県人事委員会規則第18号) 第11条の規定に基づき, 平成12年度茨城県警察  
官 (巡査) 採用試験の実施に関し, 事務の一部を茨城県警察本部長に委任した。

平成12年 4 月13日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨 城 県 水 戸 市 笠 原 町 978 番 6

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)